

て改善を進めているわけですが、大体その年次計画に沿って改善が行われていると、そのように考えるわけですが。

いずれにしても水洗化あるいは水質の汚染については、これは影響が非常に大きいものでございますので、一日も早く改善するようこれからも努力していきたいとそうふうに考えております。

それから、三点目の下の川の改修でございますが、これについても先ほど市長の方からお話ございましたが、この下の川の改修につきましては、二つの要素がございまして、一点については、下の川そのものの雨水を処理する能力、それに現在問題がございまして、台風時には溢水等があるわけでございますが、これらを踏まえまして断面改修をしなければならぬ、とそういう問題が一つございます。それからもう一点については、先ほど御指摘をいただきました悪臭等によりますいわゆるそういったものを改修するためふたかけと、この二つの問題があるかと思えます。それで、現在断面改修を必要としている区域については、第七小学校から第五小学校、熊川の睦橋の通りのたもとでございますが、あそこまでが一応断面改修

をする必要がある下の川であろうとそうふうに考えております。

それから、ふたかけ工事につきましては、これは下の川全線にやはり反ぶものと、全部で二千七百メートルほどでございますが、その全線についてふたかけが必要であろうとそんなふうに考えております。

それで、下の川については、排水面積が横田基地とそれから福生地、区の東部地域、これがいわゆる排水の地域になっているわけですが、そういったいわゆる基地の排水が非常に流れ込んでいるわけでございます。そういった点から今、防衛施設庁の方へいわゆる基地対策事業の障害防止と、そういうふうな形をお願いをしております。これにつきましては、議会の特別委員会でも毎年重点事項というふうな形で陳情を申し上げていただいております。これが一応実りまして、六十年度に調査費がついたと、そういう経過でございます。六十一年度以降、設計あるいは事業の施行、そういうものに向けて努力していかねばいけないとそうふうに考えております。

この下の川のがけ地を今口めしました総合的な整備というふうな御質問

でございますけれども、これにつきましては、また具体的な計画については、今持っておりますが、かけ地については、御案内のように民地でございます。そういった権利者の一応協力とそういったものが前提になるわけでございますが、御指摘をいたしております緑地が非常に多いと、こういったふうなことから緑地の保全、あるいは自然環境そういったものを十分に勘案した中で、今後全体的な整備を考えていきたいとそういうふうに考えております。

それから、最後の道路改修でございますが、これは中福生の駐在所付近の道路とそういうことで、先ほど市長が申し上げましたように、これは都道でございます。都道につきましては、先般都の幹部と会議を持ちまして、その中で、この中福生のこの付近を合めまして水害の起こる箇所、そういった箇所もございます。何とてすぐにも改修していただきたい箇所が多いんだとそういうふうなお話を、全般的な問題としてこの前お話をしております。東京都の方としても、その中で特に、今都道と、それから既にその道路に変わる新しい都道というものが路線がえしている

という所でございます。そういう所については、全体的な路線の見直しとそういうことも考えて、ということが長期計画の中であるようにございます。それはそれといたしまして、現在のそういった日常生活に影響を及ぼしているいわゆる都道、そういうものについては速やかに改修すべき所は改修してもらいたいとそういうお話をその時点でおきました。それから、その後お話も聞きましたので、この中福生の駐在所付近に限りまして、再度お願いをしております。

その中では、御指摘をいただきましたように、非常に道路とそれからいわゆる排水溝ですか、その段差がひどくて、しかも防護さくがないと、そういう中で事故が起きやすい現象が現実でございます。まず、路面改修、あるいは側溝をなくすという問題もあらうかと思ひますが、いわゆる安全策をとるのが先であらうとそんなことで、いわゆるガードレールというが、ああいうものでとりあえず側溝との遮断をしていくと、そんなことで一応東京都の方の考え方を聞いてございます。これについても、できるだけ早くそういった補修工事をしてもらいたいとそういう要望をしております状況でございますので。

一応報告方々御答弁にかえさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

○市民部長（古谷正夫君） 自席からお許しいただきまして、市長の補足答弁をさせていただきます。

緑化推進のうち、第三点目の樹林地、樹木、生け垣の奨励金の関係でございますけど、第一点の今後の考え方でございますけれども、樹林地につきましては、御案内のとおり市内に非常に少ない緑でございます。現在これにつきましては、奨励金制度を実施させていただいてあるわけでございまして、これにつきましては、継続して実施していきたいというふうに考えておる次第でございます。

次に、規定でございますけれども、市に樹林地を指定した場合につきましては、福生市の緑を守り育てる条例がございまして、その所有権を移転いたします場合には、他の権利の設定等をするにつきましては、市長に届け出をすることになっております。これを受けて市長は、必要と認める場合につきましては、当該所有者と協議いたしまして優先的に買い上げるというふうなことを規定させていただいてお

りますので、よろしくお願い申し上げます。

そういうふうなことで、樹林地の指定につきまして、買い上げにつきましては財政の許す範囲内で、条例の精神を生かしまして努力していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、樹木とそれから生け垣の奨励金でございますけれども、これにつきましては五十九年度の実施計画に検討させていただいておるわけでございますが、他市の制度その他を参考させていただきまして、財政の許す範囲内で助成の方向で検討したいというふうに考えておりますので、よろしく御理解のほどを申し上げます。以上でございます。

○三

番（村野和一郎君）

自席から失礼させていただきます。

市長、部長の大変懇切丁寧なる御答弁ありがとうございました。

緑化推進についての市のお考えがある程度わかりました。

緑の問題は、行政に携わる者として、先ほどの演壇上の質問でもありましたが、中曽根総理大臣が最重点事項だとしております。どうか市長も、この点については前向きに積極的に取り組んでいただきたい

と、全体においてかように願います次第でございます。

さて、まず公園緑地でございますが、この実施計画にのっとりこれからやってくださるること、まことにありがとうございます。これ以外にもまだいろいろ樹林地もありますので、財政の許す限り、ひとつ積極的に取り組んでいただきたいと思いますかように思う次第でございます。これは要望しておきます。

次に、市道に花木を植栽する件でございますが、前向きにこれからできる所からやっていくという御答弁、大変ありがとうございました。これについて、お隣の羽村町では、昨年十一月ですか「花と緑の事業団」というのが結成され、なかなかこういうことに積極的に取り組んでいるようでございます。これも我が市にとって参考の一助になるのではなからうかと思えます。ただ、これは一度先ほども部長の説明の中にありました、道路の広い所ばかりではございません。狭い所もありますので、そこら辺は十二分によく検討していただいて、市道だけじゃなしに、私有地であっている所もかなりあります。そういう所にもこれから市の花、い

わゆるサツキですが、そういうものもどんどん植えて、やはり市を美しくしていただきたいと思いますかように思う次第でございます。ただ、それと同時に、市道に、例えば街渠桧とかそういった所にサ化など植えましても、後の管理を完全にしませんと、花がしおれてそのままにしておくということがありますので、その後の維持管理等も含めて、ひとつ要望しておきたいと思えます。

次に、樹林地の問題ですが、奨励金もこれから続けていく、大変ありがたいお答えでございます。また、地主さんがお売りになるような場合、中には、財政上の許す範囲内で市で買い上げるといような御答弁、まさにそのとおりでございます。できるだけこの樹林地を狭い面積の福生の中に残していただきたいと思います。ぜひこれはお願いしておきたいと思えます。要望いたします。

それから、下の川のはけの樹林地の問題ですが、これは後で下の川の問題と一緒にしたいと思います。

それから、樹木、生け垣についてでございますが、前向きに検討して

いくと。今年度調査ということですが、奨励金を出すようなことになりまして場合には、その基準はどこに置いてあるのか、そこをもう一回お尋ねしたいと思います。

とにかく家とかそういうものは金さえ出せば幾らでもいいものはできるわけです。ところが、この樹木というものは生きたものでございまして、簡単に大きくするわけじゃございません。その間には何十年、何百年という歳月を要するわけでございます。ですから一たん切ってしまうと、植えてもまた、何十年、何百年かかるわけです。そこで、これも踏まえまして、これからできるだけ助成金を出していただきたいと。それで、樹木だけじゃなしに生け垣についてもひとつ、これからは検討していただきたいとかように思います。この点については、今年度調査によって助成金をどのような基準で出すかというのを、大体わかっておりましたらひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

それから、二点目の多摩川の浄化についてでございますが、先般の全員協議会では、大変順調な方向に向かつて、すぐ解決するので

はなからうかというような御説明があったわけでございますが、どうもさうの御答弁ですと、とてもないことになってきたと。三人がなかなか難しいことを言っていると。足踏み状態だという御答弁でございますが、我々が声を大にして、あそこは黒々と上がる煙を何とかしてやめてもらいたいと。それが実ったわけです。ところが、ここでまた焼却炉云々などという問題を三人が言っているとしたら、これはとてもないことだと思ふんです。もし、ここで一步を譲ってしまいますと、我が福生市にとって将来に禍根を残すこれは問題じゃないかと思ふんです。絶対これは既定方針どおりがんばっていたきたい。厳しく要望しておきたいと思ふます。

それから都市下水路の問題ですが、福生市の関連地域では水洗化が九五％終わっていると。ところが、他市町は現在六五％だと。やはりこれは公共下水道を早く完備してもらって、水洗化の方へ移行してもらわなければ、どうしたってこの多摩川はきれいにならないわけです。福生もこの組合の一員でございますが、やはり一番被害を受けているのは、この福生市です。そういうことも踏まえて、関係市町の下水道に、水

先化促進をひとつこれからも頑張っているのだと思います。これは要望しておきたいと思えます。

それから、羽村せきからの流出の問題で、市長は、先ほど水利権の見直しという御答弁がございました。確かに多摩川上水に東京都が毎秒二十トンですが、水利権を持っていると。全部流しても、上水へ流しても足りないわけですね。こんなとんでもないお話はないと思うんです。この川崎の組合で、五月から九月までは毎秒二十トン流すという。これは水利権ですが、それで、現在この福生の多摩川も、多少はきれいになっております。しかし、その期間が過ぎますと、また全然流れていない。もうこれは根本的にこの水利権を見直してもらわないといかんわけですね。昭和四十五年ですが、六年ですが、閣議決定したそのことが全然守られていないわけですね。まして、今度の都知事は、お隣の昭島市から出ている都知事です。ぜひ、もう一回この福生の多摩川を見てもらいたいと思うんです。こんなに汚ないんだと。そこから辺もひとつ踏まえながら、市長、頑張っているのだと思います。場合によっては、我々議

員も一生懸命協力してやっていきたいと思います。かように私も思っております。この問題は非常に大事な問題なので、ひとつ強く要望しておきたいと思えます。

それから、三点目の下の川の問題ですが、本年度調査費用をつけて、六十一年度以降ですか、設計から実行に移っていくと、まことに結構でございます。とにかく、田園の皆様がよく私に言われるんですが、汚ないと言っています。においが非常に出ると言っています。溢水の問題は、本町幹線とか分水がでましたので、多少解決したわけですが、まだまだでも時々あるわけです。ですから、これは根本的にやってくたさるということでございますので、大いに期待しております。これはなかなか防衛庁との折衝も大変ですが、何としてもこの、とにかく防衛庁が大変と言ったって、これは横田基地の排水がほとんどなんです。ですから、やはり国から金をもらってくるのは当然のことだと思っております。大威張りでひとつ頑張ってもらってきたいのだと思います。これはぜひ要望しておきたいと思えます。

最後の中福生の交番の周辺のことですが、大変ありがたいことでございます。ガードレールはすぐ設置してもらうように東京都に要望するということですが、合わせて下の側溝はいらないんじゃないかと思うんです。あそこを埋めてしまっても問題はないと思うんです。結局、みんな今は下水道はできているわけですから、家庭の雑排水はそちらの方へ全部移っているわけですから、不要なものを、危険なものをいつまでも置いておくことはないと思うんです。埋めてしまえばいいんですから、もちろん、ガードレールもこれは大事です。両方ひとつ何とか東京都の方をお願いして、何かお聞きするところによると、いずれはあれは市道の方にかわるというようなお話ですが、東京都でやってもらって、完全にしてもうってから市の方で譲り受けると、これは福生市にとっても大変いいことだと思ふんです。その点、ひとつ要望しておきたいと思ひます。

○ 市民部長（古谷正夫君） 今年度予算にも計上させていたたいでおるわけでございますけれども、調査費の関係で、樹木、生け垣の基準

はどうかというふうなことでございます。その点について御発言をさせていただきますけれども、この基準と申し上げますのは、助成を基準というふうな形でございまして、調査を對象にいたしました基準というふうなことで御理解いただければと思ひておるわけでございます。

それで、樹木につきましては、地上高一・五メートルの位置でございまして、その中で、幹の回りが一・三メートルぐらいでございしますが、直径にいたしますと約四十センチぐらいのものを對象にしたいというふうなことでございます。なお、それと樹木の高さでございしますが、十メートル以上というふうなものを對象にしたいというふうなことを考へておるわけでございます。

それから、生け垣でございしますが、これにつきましては、民地に面している所、いろいろあるわけでございしますが、市道に面している所、いろいろなことで、刈り込み等の管理が十分行われているものというふうなことで、それから、かつ高さが一メートル以上のものでございします。それから、幅といたしましては約十メートルぐらいの幅につままして生け垣があるものについて、調査基準の對象にしたいというふうなことを考へております。

○三番（村野和一郎君）　よくわかりました。ひとつよろしく願います。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村治男君）　これより十一時二十五分まで休憩いたします。

午前十一時十六分　休憩

午前十一時二十五分　開議

○議長（森田治男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十八番　堀川　實君。

（十八番　堀川　實君登壇）

○十八番（堀川　實君）　会議規則第八十六条の規定により、貴重な

時間をいただき、私の一般質問をさせていただきます。

まず第一点目は、結婚式場と慶弔の場の建設について、二点目に、福祉対策について、一つ、市営住宅建てかえに伴う身障者及び単身者

の住宅建設の考えについて、二つ、在宅痴呆性老人のデイケア制度についてであります。三点目は、学校給食について、以上を私の質問事項とさせていただきます。

それでは、まず第一点目、結婚式場と慶弔の場建設について。

福生市のまちづくりの目標は、西多摩地域の表玄関という地位と恵まれた自然環境を十分に生かしつつ、すぐれた都市基盤を整備し、その上に立脚した魅力ある商業と快適な住環境をつくり、市民の福祉と文化の向上を図り、全ての市民が福生市に住むことに喜びと誇りを持つことのできる安住のまちであります。そのまちづくりを目指し、実現に努力することが、市長を初めとする行政を預かる側の責任だと思えます。

ここで、我がまち、都市化の進む商業と住環境の中で、市民が行政に要望、期待をしていることは、これから計画される総合的福祉会館施策の中に結婚式場の建設をぜひとも取り入れていただきたいことでもあります。また、もう一つは斎場の問題であります。不祝儀による

慶弔の場として、現在では狭山火葬場の斎場利用もあります。が、地の利を考え、当市に建設すべきだと考えます。冠婚葬祭的な質問であります。この点の問題に市長はどうお考えであるか、お聞きしたいと思います。

次に、福祉対策についてお尋ねいたします。

一つ、六十年、六十二年までの実施計画に基づいて、市営住宅建てかえに伴う考え方を聞きたいと思っております。

市民が、日々生活を営み、あすへの原動力をばぐむ場として住宅は最も大切な生活空間であります。地価の高騰は、マイホームの夢を一層遠いものになっているのが現状であります。小規模建て売り住宅など密集住宅が増加し、生活環境は悪化の傾向にあります。このような状態の中、良好な住環境を整備し、定着性ある市民を増加させることは、市民自治育成のために欠くことのできない施策であり、主として一世帯一住宅を目標に建設を進めるべきだと思います。幸いことにより実施計画に基づき、市営住宅建てかえの建設が実施と

なり、六十二年度までには五十四棟の市営住宅が完成を見ることがなるわけで、大変に喜ばしいことであります。

そこで、その市営住宅建てかえ建設の中にぜひとも取り入れていただきたいことは、福祉対策の一環として、身障者向けの新しい観点に立った住宅施策であります。現在、当市に身体障害者は、一級から六級までが七百十七名おりますが、そのうち一級、二級は別施設での養護を必要としますが、三、四級の方々、いわゆる車椅子あるいは松葉づえ等々を使用している人たちが安心して生活できる住環境づくりを考えていたいただきたいことです。

次に、単身者一人住まいの世帯が安心して生活のできる住まい、御承知のとおり、当福生市は、一人世帯の人たちが非常に多いまちであります。この点もお考えに入れていただき、並行して建設を進めていただきたいことを念願するものであります。この点について市長のお考えをお聞かせしたいと思います。

次に、在宅痴呆性老人のデイケア制度についてであります。

現在の平均寿命は、男性は七十四・二〇歳、女性は七十九・七八歳と言われ、あっと言う間に世界のトップに立ったわけですが、その全人口の九・七％に当たるのが、六十五歳以上の老人ということで、仕事を持つ現役、いわゆる私たち六・七人で一人の老人を養っている計算になります。ところが、十七年後の二十一世紀初頭には、人口の一五・六％に達し、さらに三十年後になりますと、何と現役三人で一人の老人を養わねばならないわけになるわけでありまして、したがって、この問題を避けて通るわけにはいきません。我が国人口の高齢化には、このような要因があると言われております。一つは、高齢者の健康による死亡率の低下、二つは、出産率の低下によって若年人口の比率が減少していることにあると言われております。このように世界に例を見ないスピードで高齢化社会に突入しつつあるわけでありまして、

そこで、今一番深刻化していることが、痴呆性老人、いわゆるボケ老人問題であります。厚生省などの調査によると、ボケ老人数は、全国で約五十六万人と言われ、うち五十万人が在宅による介護をされて、そ

して、公的施設での養護が約三万人、そのほか特別養護老人ホーム―これは精神病院ですが、二万八千人の人数が収容されていると言われているとあります。ここで、市長初め考えていただきたいことは、特に施設に入れず、昼でも夜でも目が離せない在宅の介護者、息子の妻または配偶者、娘が全体の約九割を占め、介護者自身の高齢化もあり、健康状態の悪化が目につきます。家事と介護の使われから、イローゼとなり、家庭崩壊という悲惨なケースもあります。

このような状態にある痴呆性老人とその介護者のために、福祉と医療の面から、総合的にかつ抜本的な援護体制を確立すべきだと思っております。当面、この切迫した現況を少しでも精神的労苦の軽減を目的とした対策として、一つ、通所による老人のデイケア専門の施設を設ける―これは老人用の保育園ということですが、通所ですから、通ってそこへ連れて行くという事です。二番目に、経済的労苦の軽減を目的とした手当または補助金制度を設ける。三番目、痴呆性老人で悩む人たちの相談窓口を設ける―医療との仲介、医師あるいは病院等の仲介等でございます。